(7) Time-limit for tender: 17:00, 30 May 2013
(8) Contact point for the notice: Tomoyuki Nobuta, Procurement Section, Finance Division of Nagoya High Public Prosecutors Office 4—3—1 sannomaru, naka-ku, Nagoya, 460—0001, Japan. TEL: 052—951—1584 ext. 2277

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年4月18日
支出負担行為担当官
名古屋高等検察庁検事長　池上　政幸
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　23

○第2号

1　調達内容
(1) 品目分類番号　75
(2) 購入等件名及び数量　名古屋法務合同庁舎及び法務総合研究所名古屋支所清掃等業務一式
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(4) 履行期間　平成25年7月1日から平成28年3月31日まで
(5) 履行場所　ア　名古屋法務合同庁舎　名古屋市中区三の丸四丁目3番1号　イ　法務総合研究所名古屋支所　名古屋市北区浪打町二丁目7番地の1
(6) 入札方法　総価を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 平成25・26・27年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされた者であること。
(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒460—0001 名古屋市中区三の丸4－3－1　名古屋高等検察庁事務局会計課用度係長　武内　良介　電話052－951－1584　内線2226
(2) 入札説明書の交付方法　本公告の日から上記3(1)の交付場所において交付する。
(3) 入札説明会の日時及び場所　平成25年4月25日13時30分　名古屋高等検察庁8階会議室
(4) 入札書の受領期限　平成25年5月30日17時00分
(5) 開札の日時及び場所　平成25年5月31日10時00分　名古屋高等検察庁8階会議室
4　その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除
(3) 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を指定期日までに提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(4) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(5) 契約書作成の要否　要
(6) 落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行することができると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(7) 手続における交渉の有無　無
(8) 詳細は、入札説明書による。
5　Summary
(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masayuki Ikegami Superintending Prosecutor of Nagoya High Public Prosecutors Office
(2) Classification of the services to be procured: 75
(3) Nature and quantity of the services to be required: Total cleaning service of (a) Nagoya common building of the Ministry of Justice and (b)Research and Training Institute of the Ministry of Justice Nagoya Branch Office
(4) Fulfillment period: From 1 July 2013 through 31 March 2016
(5) Fulfillment place: (a)Nagoya common building of Ministry of Justice 4—3—1 sannomaru, naka-ku, Nagoya (b)Research and Training Institute of the Ministry of Justice Nagoya Branch Office 2—7—1 namiuchicho, kita-ku, Nagoya
(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A, B or C in "Offer of service etc" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years 2013, 2014 and 2015. ④Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
(7) Time-limit for tender: 17:00, 30 May 2013
(8) Contact point for the notice: Takeuchi Ryosuke, Procurement Section, Finance Division of Nagoya High Public Prosecutors Office 4—3—1 sannomaru, naka-ku, Nagoya, 460—0001, Japan. TEL: 052—951—1584 ext. 2226

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年4月18日
支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　野島　　透
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1) 品目分類番号　14
(2) 借入件名及び数量
財政融資資金電算機処理システム（バックアップセンター）に係るハードウェア等機器調達　一式
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書による。
(4) 借入期間　平成26年3月1日から平成28年12月31日までの間。
(5) 借入場所　入札説明書による。
(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。